



大河原町職員の給与と定員管理の状況（平成27年4月1日現在）をお知らせします。
町職員の給与は、地方公務員法などの規定に基づき、町議会の議決を経て、職員の給与に関する条例などで定められています。また、定員管理についても、町議会の議決を経て、職員定数条例により定められています。
なお、公表する給与額などは税金や保険料などを差し引く前のもので、手取り額ではありません。

(6) 職員手当の状況

区分	大河原町			国			時間外勤務手当
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		
期末勤勉手当	6月期	1.225月分	0.75月分	6月期	1.225月分	0.75月分	26年度 職員1人当たり支給年額 268千円
	12月期	1.375月分	0.75月分	12月期	1.375月分	0.75月分	
	計	2.6月分	1.5月分	計	2.6月分	1.5月分	
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置有			職制上の段階、職務の級などによる加算措置有			
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	25年度 職員1人当たり支給年額 264千円
	勤続20年	20.445月分	25.55652月分	勤続20年	20.445月分	25.55652月分	
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分	
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分	

(7) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等※
給料	町長 842,000円
	副町長 630,000円
	教育長 540,000円
報酬	議長 313,000円
	副議長 263,000円
	議員 252,000円
期末手当	(支給月) (支給割合) 給料 / 報酬
	6月期 1.475 / 1.4月分
	12月期 1.625 / 1.55月分
	計 3.1 / 2.95月分

(平成27年4月1日現在)

※特別職の給料については、平成25年1月から28年10月までの期間、それぞれ町長30%、副町長15%、教育長10%の削減措置を実施。

(8) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分	職員数	対前年増減数	主な増減理由	
				平成27年
一般行政部	138	141	△3	事務事業の見直しなどによる減
特別行政部	23	24	△1	事務事業の見直しなどによる減
公営企業等	11	12	△1	事務事業の見直しなどによる減
合計	186	191	△5	

(注) 職員数は一般職(教育長を除く)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員は含まない。

(9) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標

大河原町の職員数は、「第4次定員適正化計画(対象:平成23~27年度)」に基づき、平成27年度までに188人とする計画でした。今年度は、事務事業の見直しなどにより2人の減となり、目標を達成しました。今後5年間でおよそ40人の定年退職者が見込まれることから、行政サービスの持続的提供のための必要な職員の確保や民間活力の更なる導入、再任用職員制度の拡充などを盛り込んだ第5次計画を策定し、平成28年度から取り組んでまいります。

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

区分	部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	22~27年の増減計	(参考)数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
職員数	一般行政	143	137	141	139	141	138	△5	139
	特別行政(教育)	23	24	24	23	24	23	0	23
	公営企業等	27	28	28	27	26	25	△2	26
	合計	193	189	193	189	191	186	△7	188

※教育長を除く。

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	25年度の人件費率
26年度	[27,331]人 23,723	千円 7,837,531	千円 240,980	千円 1,515,527	% 19.3	% 19.7

(注) 1. 普通会計とは、一般会計と特別会計(公営企業会計等(病院・上下水道等)を除く)をいう。
2. 人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金、恩給、災害補償等である。

(2) 職員給与費の状況(一般会計の当初予算)

区分	職員数A	給与			計B	一人あたり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
27年度	人 176	千円 679,947	千円 89,653	千円 258,916	千円 1,028,516	千円 5,811

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含まない。 2. 特別職に支給される給与、報酬は含まない。
3. 職員数は平成27年4月1日現在である(上下水道部門を除く)。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職			技能単労職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大河原町	314,436円	368,112円	42歳8月	302,182円	332,634円	51歳8月
宮城県	323,015円	402,407円	42歳3月	328,544円	371,143円	51歳8月
国	334,283円	408,996円	43歳5月	289,141円	328,318円	50歳2月

(注) 平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などを加えたもの。

(4) 職員の初任給の状況

区分	大河原町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的職務内容	主事・技師	主事・技師	係長・主査	課長補佐 主幹	課長 副参事	課長 参事	計
職員数	38人	13人	61人	26人	25人	16人	179人
構成比	21.2%	7.3%	34.1%	14.5%	14.0%	8.9%	100.0%

(注) 1. 大河原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である(技能単労職を除く)。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。